

『改正高齢法』の趣旨に反するJR東海！ 希望者全員を65歳まで雇用せよ！ 田城議員へ理不尽な専任社員制度を訴える！

昨年12月13日に会社が提案した「専任社員の労働条件の変更」は、希望者全員を65歳まで雇用するという『改正高齢法』の趣旨とあまりにもかけ離れた制度のため、私たちは「経過措置」の導入撤回と「専任V」の新設撤回、「基準」の撤廃等を会社に突きつけ、会社と議論を行ってきました。

しかし会社は、「法律に違反はしていない」「今まで雇用されなかった者と処遇上の区別は必要だ」等として私たちの要求を足蹴にする態度を取っています。これはボーナスカットを活用した差別をこれからも行うということであり、許されることではありません。



本部は、一昨年秋から60歳以降の雇用問題の解決を図るべく、あらゆる闘いを展開してきました。昨年2月15日には150名の国会議員に要請行動を行い、5月28日に厚生労働省への署名を提出しました。さらに小林正枝前衆議院議員による国会での質問等、この問題を広げてきました。

3月19日、本部と各地本代表者は、これまでの闘いを共に作り出していただいた田城郁参議院議員を訪問し、これまでのお礼を申し上げる共に、会社が提案している「専任社員の労働条件の変更」はあまりにも理不尽であり、会社が高齢者雇用を今後も差別の温床として悪用していることを訴えました。



今後も本部は、希望者全員を65歳まで雇用するために「経過措置」の導入撤回と「専任V」の新設撤回、「基準」の撤廃等を訴え続けます。